【総合事業】　指定事業者における変更届の提出について

１．指定内容に変更があった場合は，サービス事業所ごとに変更届出書（別紙様式第三号（一））及び下記の添付書類を提出してください。

２．提出期限は，変更の事実が発生した時から10日以内となります。

| 届出等項目 | 提出書類 | 備　考 |
| --- | --- | --- |
| 1 | 事業所（施設）の名称 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 新しい運営規程（新旧対照表も可） |  |
| 2 | 事業所（施設）の所在地 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 事務所（施設）の平面図（標準様式2）□ 事務所（施設）の外観及び内部のカラー写真□ 賃貸借契約書等の写し（賃貸の場合）□ 新しい運営規程（新旧対照表も可）□ 建築基準法7条5項による検査済証　　（写し）※１□ 消防用設備等検査済証等（写し）※１ | ※所在地の変更の場合，（１）設備基準等を満たしているかを確認するため（２）指定権者が変更となる場合があるため**事前に**相談が必要となります。※１　**事前相談時に**提出の要・不要について確認します。 |
| 3 | 申請者（法人）の名称法人等の種類 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 誓約書（標準様式5）□ 登記事項証明書（原本）□ 新しい運営規程（新旧対照表も可） | ※運営法人が変更となる場合（法人の吸収合併等），手続きが異なりますのでご注意ください。 |
| 4 | 主たる事務所の所在地 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 誓約書（標準様式5）□ 登記事項証明書（原本） |  |
| 5 | 代表者の氏名，生年月日,住所及び職名 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 登記事項証明書（原本）□ 誓約書（標準様式5） |  |
| 6 | 事業者（法人）の登記事項証明書及び条例等（当該事業に関するものに限る。） | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 登記事項証明書（原本）□ 条例等（届出者が市町村の場合） |  |
| 7 | 事業所の建物の構造及び平面図並びに設備等の概要等 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 事務所（施設）の平面図（標準様式2）　　（変更部分が分かるように）□ 設備等一覧表（標準様式3）□ 事務所（施設）の外観及び内部のカラー写真（変更部分が分かるように） | ※建物構造，専用区画の変更の場合，設備基準等を満たしているかを確認するため，**事前に**相談が必要となります。 |
| 8 | 利用者の推定数利用者の定員 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表□ 資格証等の写し（必要に応じて） | ※利用定員の変更の場合，人員，設備基準等を満たしているかを確認するため，事前に相談が必要となります。 |
| 9 | 事業所の管理者の氏名，生年月日及び住所 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ 資格証等の写し□ 雇用関係を証する書類（辞令等） |  |
| 10 | 事業所のサービス提供責任者の氏名，生年月日，住所及び経歴 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ サービス提供責任者の経歴（介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能です）□ 資格証等の写し□ 雇用関係を証する書類（辞令等） | （資格要件等）介護福祉士，介護職員実務者研修修了者，訪問介護員1級課程修了者（※），介護職員基礎研修修了者（※），看護職員（看護師，准看護士）（※）は，平成25年4月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが，旧資格は従前のとおり有効となります。 |
| 11 | 運営規程 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 運営規程（変更部分を明示すること） |  |
|  | 従業者の職種、職員数及び職務の内容の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ 資格証等の写し（必要に応じて）□ 運営規程（変更部分を明示すること） |  |
| 営業日，営業時間及びサービス提供時間の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 運営規程（変更部分を明示すること）□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ 資格証等の写し（必要に応じて） |  |
| 利用定員の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 運営規程（変更部分を明示すること）□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ 事務所（施設）の平面図（標準様式2）□ 資格証等の写し（必要に応じて） | ※利用定員の変更の場合，人員，設備基準等を満たしているかを確認するため，事前に相談が必要となります。 |
| 利用料金等の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 運営規程（変更部分を明示すること） |  |
| 通常の事業の実施地域の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 運営規程（変更部分を明示すること） |  |
| 12 | その他（上記以外の変更の場合） |  |  |
|  | 訪問介護員の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　　□ 資格証等の写し□ 雇用関係を証する書類（辞令等） | （資格要件等）介護福祉士，介護職員実務者研修修了者，介護職員初任者研修修了者，訪問介護員1級課程修了者（※），訪問介護員2級課程修了者（※），介護職員基礎研修修了者（※），看護職員（看護師，准看護士）（※）は，平成25年4月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが，旧資格は従前のとおり有効なります。 |
| 生活相談員の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表□ 資格証等の写し□ 雇用関係を証する書類（辞令等） | （資格要件）社会福祉士，介護福祉士，介護支援専門員，社会福祉主事，精神保健福祉士 |
| 看護職員の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ 資格証等の写し□ 雇用関係を証する書類（辞令等） | ※病院，診療所、訪問看護ステーションとの連携による看護職員の確保の場合は，看護職員を派遣する契約書又は協定書の提出してください。 |
| 機能訓練指導員の変更 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　□ 資格証等の写し□ 雇用関係を証する書類（辞令等） | （資格要件）理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，一定の実務経験を有するはり師，きゅう師 |
| 事業所の電話番号及びFAX番号 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表 |  |
| その他 | □ 変更届出書（別紙様式第三号（一））□ 付表□ 変更内容に応じた書類 |  |

**※その他必要に応じて，上記以外の書類を提出していただく場合もありますので，ご了承ください。**